

公教育費に傾斜配分導入を

貞広 斎子

千葉大学教授

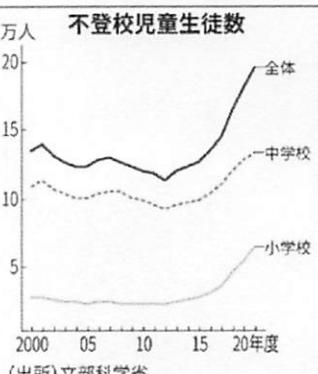
精神的居場所としての学
校機能への注目とあります。
一方、何らかの理由で
学校に通わない・通えない
い不登校の子どもはコロ
ナ禍でさざに増加し、義務
教育段階だけで20万人
に迫るとしている。

この数は例外的に学校
になじめない子どもがい
るというレベルを超えて
いる。むしろ、現在の学
校システムにゆがみや
ミスマッチがあるという
ことで読み取るべきだ。

不登校の増加や家庭環境
による教育格差の拡大
が懸念されている。教育
行政財政に詳しい千葉大学
の貞広斎子教授は、全て
多様なニーズに寄り添
い、全ての子どもの健や
かな育ち・学びを保障し、
社会的包摵を実現するこ
とが社会的責任であるこ
とを再認識した上で、学
校システムの再構築を検
討する段階を迎えたので
はないだろうか。学ぶ内
容や学び方はもちろん、
それを支える教育条件整
備や教育資源配分のあり
方を再検討が必要だ。

我が国の初等中等教育
は同時期に空間を共有
し、同じ方法で一斉教育
を行った学年制を前提とす
ることで子ども全体の底
上げに貢献してきた。加
えて、教育義務が学校に
通う「就学義務」として
果たされることで、対面
で集団の中で学ぶことも
重視してきた。

このうち、対面型の教
育は新型コロナウイルス
禍で遠隔での学びが広が
る中、子どもの物理的・



(出所)文部科学省

学校システムの再構築

格差是正へ欧米で例／心の安全確保

第1の観点はニーズの
大小などに応じた傾斜的
配分の導入を視野に入れ
た、教育資源配分制度の
再構築を意味する。

従来、我が国では学級
・学校・自治体間の均等
化を図る財政配分方式を
採用してきた。機能・規
模からして公教育費のコ
ア部分といえる教員配置
はその典型で、学級を基
礎単位とし、学級数に応
じて教員を配分するシス
テムを採用している。

この方式は戦後の公教
育システムの拡大期には
教育条件の地域間格差の
縮小に寄与した。ただ、
就学義務を前提とした均
等な条件整備の制度であ
るため、義務教育未修了
者や不登校児童生徒への
対応原理、社会・経済的
背景によるニーズの違い
への対応原理を含み込め
ない限界を持つている。

学校システムが成熟段
階を迎えた今、均等原則
による配分（コア・ファ
ンディング）を維持しな
がらも、必要原則による
追加的配分（ニーズ・ベ
スト・ファンディング）

整備原則を再考する、も
しくは適用範囲を限定す
る②①と連動して就学義
務以外の多様な教育（一
次教育）を視野に入れる——と
いう2つの観点を強調し
たい。

斜め配分なくして格差是
正の実現はない」という
観点からそのような制度
を採用している。

第2の観点は、切実な
要求がある場合、学習の
場所の多様化も一部許容
した財政配分を想定する
ことだ。

例えば米国は一定の条
件下で、家庭での学習を
義務教育として認めてい
る（ホームスクール）。
その中には学校以外の主
体から教育の提供を受け
る「退出のホームスクー
ル」だけでなく、「拡張
のホームスクール」があ
る。これは学習の場こそ
家庭だが、二重学籍やパ
ートタイム就学を認める
ことでホームスクールと
公立学校の双方に在籍す
るものだ。

具体的には、学校の一
部の授業や課外活動に参
加したり、公立学校が提
供する遠隔教育を受けた
りする。私立学校や学区
が提供する教育プログラム
を受けることもある。

な

一ズに応えている。

学習の進捗状況の把握
や評価などの課題は残る
が、今後、教員の加配や
遠隔教育のインフラ整備
など人的・物的な条件が
確保されば、義務教育
の新たな形として検討に
値する。その先にはフリ
ースクールなどを含む教
育供給主体の多様化の模
索があるだろう。

を明示的に算定して組み
合わせる方策を検討する
必要があるだろう。

両者を組み合わせて公
教育の財の配分を行う事
例は他国にも多くみられ
る。米英豪やスウェーデ
ンなどの北欧諸国も「傾
斜的配分なくして格差是
正の実現はない」という
観点からそのような制度
を採用している。

第2の観点は、切実な
要求がある場合、学習の
場所の多様化も一部許容
した財政配分を想定する
ことだ。

同時に家庭の社会経済
的背景によって学びの繼
続性に格差があり、学習損
失にも偏りがあること、
学習の前提となるウェル
ビーイング（身心の健康
や幸福）の格差があるこ
とを頭に化させた。

特に、社会的孤立や保
護者の失業への不安によ
る子どもの感情的な混乱
が、ここに欠けていた。

これは教育の社会的効
用に対する体系的認識だ
ろう。

な

なび、定量化が難しい要
因は政策的に見逃されが
ちだ。しかし、心の安全
が確保されないと学びの
保障はできず、社会的に
も大きな損失を抱え続け
ることになる。子ども・
若者のケアの観点から
も、教育条件整備や資源
分配のあり方の再考が求
められる。

ただ、教育は社会を映
す鏡だ。仮に制度や政策
が変更されても、それを
支える社会的マインドが
伴わないと、実際の効果
は上がりにくい。

これまで教育に関わる
情報通信機能が重要であ
ることを明確にした。子
どもたちの学びの継続も
取り上げられ、教育の
権利は個人の利益や自己
責任の問題と位置づけら
れてきた。（ここに欠けて
いるのは教育の社会的効
用に対する体系的認識だ
ろう。）

教育は私的財にとどま
らない。いま一度、教育
の社会的な効用を吟味・
共有することが必要では
ないか。我々研究者にも
宿題が課せられている。